

令和8年7月1日

一般社団法人
島根労働基準協会 会長 殿

島根労働局雇用環境・均等室長

改正労働施策総合推進法等説明会の実施について

平素より、雇用環境・均等行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年10月1日に労働施策総合推進法等の一部改正法が施行され、**事業主は、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「就活セクハラ」）の防止措置を講じることが義務**となります。

また、同年10月1日には**パートタイム・有期雇用労働者に関する「同一賃金同一労働ガイドライン」**等についても改正され、**雇入れ時等のルールが変更**されます。

つきましては、同法改正に係る説明会を別添のとおり開催いたしますので、業務御多忙の折とは存じますが、貴関係機関や貴傘下事業主等へ本説明会及び改正法の周知につきまして、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

別添

1. 改正労働施策総合推進法等説明会 [チラシ]
2. 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！ [チラシ]
3. パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります [チラシ]

問合せ先：

島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町 134-10

電話 0852-31-1161